

# 食事の提供業務委託プロポーザル実施要領

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

食事の提供業務委託

### (2) 場所

千葉県匝瑳市八日市場イ 1 3 0 4 番地

国保匝瑳市民病院内

### (3) 業務の目的

患者に対する食事療法の趣旨を十分に理解し、安全かつ安定的に患者にとって必要な栄養療法を行えるような質の高い食事を提供すると共に、患者サービスの一環として患者満足度の向上を図ることを目的とする。

### (4) 委託期間

令和5年8月1日から令和8年7月31日

## 2 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

(1) 一般病院において、食事提供業務の実績があること。

(2) 医療法第15条の2の規定による厚生労働省令で定める基準に適合していること。

(3) 匝瑳市建設工事請負業者等指名停止要領に基づき、指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 公社日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者、または同等の代行保証体制をとれることが確認できる者。

## 3 審査方法

食事の提供業務要求水準書に基づき応募者から提出された提案書の要求水準達成度及び提案価格により食事の提供業務審査委員会にて審査を行う。

### (1) 食事の提供業務審査委員会

プロポーザルによる審査を公正に行うため、「食事の提供業務プロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置する。

### (2) 提案書の審査

ア 応募者から提出された提案書と提案説明による要求水準達成度について審査を行う。

イ 審査点は60点満点とする。

### (3) 提案価格の審査

ア 審査点は40点満点とする。

イ 提案価格は、別に提示する推計数に単価を乗じた合計額とする。

ウ 審査点は提案価格の最も少なかった応募者を満点とし、以下については次に示す算

式による配点とする。

\*得点 = 40点 × (提案価格の最も少ない応募者の提案価格 / 応募者の提案価格)  
エ 全ての応募者からの提案価格が現在(令和4年8月1日現在)の委託単価に年間実績予想件数を乗じた額(以下、「現在の委託額」という。)を上回る場合は、次に示す算式による配点とする。

\*得点 = 40点 × (現在の委託額 / 応募者の提案価格)

#### 4 優先交渉権者の決定

審査委員会にて審査し、優先交渉権者第1位及び第2位を選定する。

優先交渉者を選定後、第1位と運営及び仕様について協議を行い、不調の場合は第1位者協議を打ち切り、第2位者と協議を行う。

#### 5 提出書類

本募集に参加を希望する者は、様式1、様式2、様式3及び提案書、提案価格書を添付し提出すること。

##### (1) 提案書について

書式は自由とするが、要求水準書の項目順に提案内容を記載すること。

##### (2) 提案価格書について

ア 書式は自由とするが、月間、年間の委託価格を記載すること。

イ 1日当たりの食数は、180食として積算すること。

##### (3) 提出方法

持参又は郵送によること。

##### (4) 提出期限

令和5年2月2日(木) 17時必着

##### (5) 提出部数

様式1	1部	
様式2	正本1部	副本8部(コピー可)
様式3	8部	
提案書	正本1部	副本8部(コピー可)
提案価格書	正本1部	副本8部(コピー可)

##### (6) 提出先

〒289-2144 千葉県匝瑳市八日市場イ1304  
国保匝瑳市民病院 施設用度班 (電話 0479-72-1525)

#### 6 提案説明

##### (1) 日程

調整の上、参加申込者に個別に連絡を行う。

##### (2) 説明時間

概ね20分間とする。

## 7 質問及び回答

### (1) 方法

質問及び回答は電子メールにて行う。また、質問については業務提案書等の作成、提出に関する事項に限る。

### (2) 質問の提出先

国保匝瑳市民病院 施設用度班

メールアドレス hp-yodo@city.sosa.lg.jp

### (3) 質問の期限

令和5年1月24日（火） 15時までとする。

## 8 審査結果

審査結果は、提案説明会実施後1週間以内に全ての参加者に文書により通知する。

## 9 提出書類の取り扱い

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提出された書類は必要に応じ複写する。ただし、病院内での使用に限る。

(3) 提出された参加申込書及び添付書類は、匝瑳市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。なお、業務を営むうえで競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第8条第3号アの規程により非開示となるので、該当部分がある場合、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式4により提出すること。開示・非開示の判断は、別紙様式4に基づき行うものでなく、別紙様式4を参考に同条例に基づき客観的に判断する。

(4) 契約者以外の提案内容は、提案者の承諾なしには利用しない。

## 10 その他

(1) 本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。

(2) 参加を取り下げる場合は、速やかに辞退届を（任意様式）を提出すること。

(3) 次のいずれかに該当する提案書は無効とする。

ア 期限までに業務提案書等の提出がないとき。

イ 提案内容において虚偽がある場合。

ウ 定められた提出方法等に適合しない場合。

エ 応募者が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合。

(4) 本プロポーザルは優先交渉権者を選定するものであり、選定結果が必ずしも契約締結を確約するものではない。仕様並びに契約等については協議の後、契約に至るものであり、提案どおりの内容及び価格での契約を保証するものではないことに留意すること。

(5) 審査の経過、結果、理由等に対しての問い合わせには応じない。また、これらに関して一切の異議申し立てはできないこととする。